

令和3年度 第1回 佐久市無居住家屋等対策協議会 次第

日時： 令和3年10月27日(水)

午後2時00分から

会場： 佐久市役所 南棟3階 会議室

1 開会

2 自己紹介

3 副会長選任

4 議題

(1) 特定空家等および特定空家等候補の対応状況について

(2) 相続財産管理人制度の活用について

5 その他

6 閉会

空き家と推定される建物の増減数

令和3年8月末現在

	H28.3調査時	増加 (新規空き家)	減少 (除却・使用等)	差引	合計
市内全域	3,129軒	137軒	586軒	-449軒	2,680軒

市内地域別内訳

地区	H28.3調査時	増加 (新規空き家)	減少 (除却・使用等)	差引	合計
浅間	644軒	19軒	178軒	-159軒	485軒
野沢	448軒	27軒	104軒	-77軒	371軒
中込	513軒	28軒	115軒	-87軒	426軒
東	242軒	11軒	29軒	-18軒	224軒
臼田	586軒	19軒	99軒	-80軒	506軒
浅科	168軒	13軒	29軒	-16軒	152軒
望月	528軒	20軒	32軒	-12軒	516軒

「特定空家等」について

特定空家等とは？

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項抜粋

特定空家等に認定されると、

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）に基づき以下の措置を段階的に実施。

①助言・指導【空家特措法 14 条第 1 項】

所有者（所有者死亡の場合は相続人）に対し、当該特定空家等の、除却、修繕、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をし、自らの意思による改善を促す。



②勧告【空家特措法 14 条第 2 項】

助言・指導に対し、特定空家等の状態が改善されていない場合、勧告とする。この場合、地方税法第 349 条第 3 項 2 に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。



③命令【空家特措法 14 条第 3 項】

勧告に対し、特定空家等の状態が改善されていない場合、命令とする。命令に違反した者は、50 万円以下の過料となる。



④行政代執行【空家特措法 14 条第 9 項】

命令に対し、特定空家等の状態が改善する見込みのない場合、行政代執行法の定めるところに従い、所有者等が為すべき行為を所有者等に代わり行う。なお、行政代執行に要した全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき所有者等から徴収。（資産の差押えも含む）

各 位

佐久市 建築住宅課

無居住家屋等情報の外部提供による流通促進について

日頃より佐久市政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このお知らせは、本市が調査を行っている空き家の関係先と思われる方に対してお送りしております。

さて、佐久市では空き家等の流通促進のため、国土交通省策定「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」(平成30年6月)に基づき、空き家所有者情報の活用を図っております。

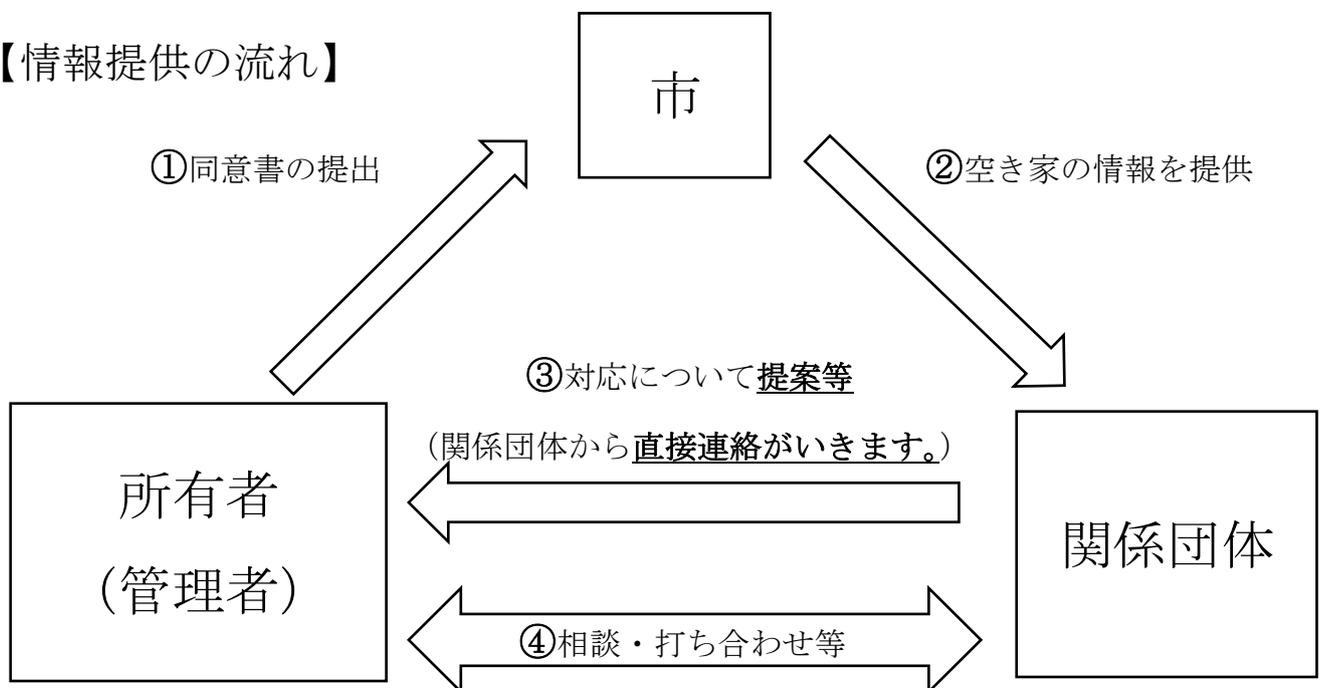
別紙の「無居住家屋等に関する情報提供同意書」を市あてご提出いただくと、下記【情報提供の流れ】に沿って、空き家に関する専門知識を有する各団体へ、ご記入いただいた情報を、市から提供いたします。

その情報を基に、各団体から空き家の活用方法や売買、解体などの提案等が行われますので、相談・打ち合わせください。

情報提供にご同意いただける方は、別紙をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送いただけますようお願いいたします。

※空き家の所有者等に該当されない場合や、既に空き家の管理状態を改善されておられる場合、このお知らせを行き違いでお送りしたことにつきましてお詫び申し上げます。

【情報提供の流れ】



【お問合せ先】〒385-8501 長野県佐久市中込 3056
佐久市役所 建設部 建築住宅課 住宅係
TEL : 0267-62-3430 (直通) FAX : 0267-63-7750

無居住家屋等に関する情報提供同意書

令和 年 月 日

佐久市長 様

1 情報提供先

※下記ア～ウのうち、相談したい内容を選択し、順位記入欄に記入してください。

※提供順位の高い団体から提供いたします。記入のない団体には提供いたしません。

なお、すでに特定の業者と相談していたり、契約している場合は対象となりませんので、本同意書は提出しないでください。

相談内容

- ア 建物の売買や賃貸に関すること
((公社)長野県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会)
- イ 建物の解体に関すること
(長野県解体工事業協会)
- ウ 空き家バンクに関すること
(佐久市空き家バンク)

順位記入欄

第一順位	_____
第二順位	_____
第三順位	_____

2 物件の情報

物件の所在地	佐久市	
物件の状況	用途	住宅・その他 ()
	構造	木造・その他 ()
		瓦・スレート・鉄板・その他 (葺き)
	土地面積	m ² (地目: 宅地・雑種地・)
	建物面積	1階 m ² 2階 m ² 計 m ²
	間取り	(例 3LDK)
	建築時期	(大正・昭和・平成) 年 月頃
	空き家等となった時期	(昭和・平成・令和) 年 月頃
その他	(現状の問題点や相談したいことなどをご記入ください。)	

空き家等の所有者（管理者）様へ （必ずお読みください）

- ・ 申し込みをされた個人情報には本業務の目的以外には利用いたしません。
- ・ 希望された先への情報提供は市が行います。提供内容は、所有者(管理者等を含む)の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び前頁の2に記入された情報です。
- ・ 原則として、佐久市内に空き家等を所有している人が対象となります。
- ・ 空き家等の売買や解体等の交渉・契約については、所有者(管理者等を含む)と情報提供先との話し合いのもとに行っていただきます。市は直接これに関与しません。
- ・ 契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決してください。
- ・ 空き家等の情報提供を行っていただいても、情報提供先が必ず取り扱ってくれるとは限りません。同意書を提出してから1ヶ月を経過しても、どこからも連絡がなかった場合は、市へご連絡ください。
- ・ 情報提供先から連絡があった場合は、協議の結果を市へご連絡ください。

上記の内容を確認し、空き家等の情報提供に同意します。

〒

住所

.....(フリガナ).....

氏 名

Ⓔ

当該空き家等との関係 土地所有者 建物所有者 相続人

その他 ()

電話

F A X

メールアドレス

無居住家屋等に関する情報提供同意書の提出状況

令和3年8月末現在

空き家ランク	発送日	(a) 発送数	(b) 反応があった数	反応があった数の内訳		反応があった割合 (b/a)	提出率 (c/a)
				(c) 同意書提出	(d) 提出はないが連絡あり		
D	令和2年1月10日	83軒	12軒	6軒	6軒	14.4%	7.2%
D	令和2年3月6日	85軒	11軒	8軒	3軒	12.9%	9.4%
A	令和2年5月25日	81軒	9軒	4軒	5軒	11.1%	4.9%
A	令和3年2月15日	36軒	6軒	1軒	5軒	16.6%	2.7%
水道閉栓	令和3年2月26日	88軒	7軒	6軒	1軒	7.9%	6.8%
A	令和3年3月8日	8軒	0軒	0軒	0軒	0.0%	0.0%
B	令和3年6月7日	74軒	6軒	2軒	4軒	8.1%	2.7%
C	令和3年8月4日	83軒	5軒	2軒	3軒	6.0%	2.4%
C	令和3年8月17日	80軒	0軒	0軒	0軒	0.0%	0.0%
対応依頼等		71軒	23軒	16軒	7軒	32.3%	22.5%
計		689軒	79軒	45軒	34軒	11.4%	6.5%

(c) 同意書提出 内訳	同意書による除却	1軒
	同意書による除却予定	1軒
	同意書によらない除却	2軒
	同意書によらない売買	1軒
	対応中・契約不成立	32軒
	同意書送付時に除却済	3軒
	情報提供不同意	5軒
	合計	45軒

(d) 提出はないが 連絡あり 内訳	除却済	7軒
	使用中	13軒
	売却済	2軒
	その他	12軒
	合計	34軒
その他内訳 同意書の趣旨等内容に関する問い合わせ、他社に依頼済等		